

周術期管理チーム看護師に関する内規

2014年5月14日制定

2016年3月25日改定

2017年3月24日改定

2018年3月23日改定

2019年3月22日改定

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この内規は、公益社団法人日本麻酔科学会（以下、「この法人」という。）周術期管理チーム認定制度運営細則第9条の規定に基づき、この法人の周術期管理チーム看護師（以下、「管理チーム看護師」という。）認定制度の運用について必要な事項を定める。

(定 義)

第 2 条 管理チーム看護師とは、看護師免許を取得以降、2年以上の周術期関連の実務経験があり、この法人が周術期管理に関する相当の知識と経験を有すると認められた者で、この内規に定める所定の審査に合格した者をいう。

(有効期間)

第 3 条 管理チーム看護師の有効期間は、登録された日から満3年間とする。

(認定の取消)

第 4 条 この法人は、管理チーム看護師が以下に掲げる事由に該当するとき、その認定の資格を取り消す。

- (1) 管理チーム看護師が認定の取消を申し出たとき
 - (2) 管理チーム看護師が更新の手続きをしなかったとき
 - (3) この法人の理事会が管理チーム看護師としてふさわしくないと認められたとき
- 2 この法人が、前項第3号の事由により認定の資格を取り消すときは、この法人の常務理事会ならびに日本手術看護学会は、本人に対し事前に弁明する機会を与えなければならない。

第2章 新規認定

(申請資格)

第 5 条 管理チーム看護師の認定を受けようとする者は、以下の各号に掲げる資格をすべて満たさなければならない。

- (1) 日本国の看護師免許を有すること。
- (2) 看護師免許を取得後、麻酔科標榜医が年間200症例以上の麻酔科管理を提供している施設での手術室または周術期管理センター等の勤務が満2年間であること。なお、麻酔科管理を提供した麻酔科標榜医の勤務形態は、その施設での常勤非常勤を問わない。
- (3) 申請する年の3年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間に、この法人が主催、または共催する周術期管理チームセミナーへの2回以上の参加実績、あるいはこれに相当するe-learningの受講実績があること。

- (4) 申請する年の3年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間に、日本手術看護学会が主催する年次大会（地区学会を含む）あるいは麻酔看護研修に、2回以上の参加実績があること。

（申請）

- 第6条 管理チーム看護師の認定審査を受けようとする者は、この法人の認定審査委員会の指定する方法で申請を行い、以下の各号に掲げる書類をこの法人に提出しなければならない。
- | | |
|--|----|
| (1) 受験申請書 | 1部 |
| (2) 看護師免許証の写し | 1部 |
| (3) 職務経歴書 | 1部 |
| (4) 周術期管理チームセミナー受講証明書の写し | 2部 |
| (5) 日本手術看護学会年次大会（地区学会含む）、または麻酔看護研修参加証明書の写し | 2部 |
- 2 前項第3号に掲げる証明は、看護師長等が発行する職務経歴書とする。
- 3 管理チーム看護師の認定申請は、所定の期間に受け付ける。
- 4 管理チーム看護師の認定審査料（受験料）は10,000円とし、申請時に納付する。納入期日迄に振込みが確認されない場合は申請を無効とする。

（審査）

- 第7条 管理チーム看護師の認定審査は書類審査ならびに筆記試験とし、この法人の認定審査委員会が実施する。認定審査委員会が審査方法の変更・審査の追加が必要と認めた場合には、この法人の理事会に答申し、周術期管理チーム委員会は理事会の指示を受けて、日本手術看護学会と協議の上、周術期管理チーム委員会が決定する。
- 2 審査に係る書類の不備について連絡を受けたにもかかわらず、特別の理由もなく所定の期日を経過した場合、審査を行わない場合がある。
- 3 既納の審査料（受験料）は、いかなる理由があっても返還しない。

（認定・登録）

- 第8条 認定審査委員会は、審査結果をこの法人の理事会に報告し、審査結果を申請者に通知する。
- 2 審査に合格した者は、審査結果通知後、審査委員会が指定する期日までに管理チーム看護師認定料（登録料）20,000円を納付する。所定の期日までに納付が確認されなかった場合、合格を取り消す。
- 3 この法人の理事長は、前項の認定料（登録料）を納付した者を管理チーム看護師として登録し、認定証を交付するとともに、電磁的方法をもって公示する。
- 4 既納の認定料（登録料）は、いかなる理由であっても返還しない。

第3章 更新認定

（更新）

- 第9条 管理チーム看護師の認定資格の有効期間が終了し、引き続きこの資格の継続を希望する者は、有効期間が終了する前に所定の更新手続きをしなければならない。

(更新資格)

第10条 管理チーム看護師資格の認定の更新を希望する者は、以下の各号に掲げる資格をすべて満たさなければならない。

- (1) 現に管理チーム看護師の資格を有し、その有効期間が終了する年度に達していること。
- (2) 更新申請する年の3年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間に、教育セミナー等への参加実績があること。

(教育セミナー受講実績)

第11条 前条第2号に定める教育セミナー等への参加実績とは、下記の各号のすべてとする。

- (1) この法人が主催または共催する周術期管理チームセミナーへの2回以上の参加実績、あるいはこれに相当するe-learningの受講実績があること。
- (2) 日本手術看護学会が主催する年次大会（地区学会を含む）あるいは麻酔看護セミナーに、2回以上の参加実績があること

(更新申請)

第12条 管理チーム看護師資格の更新を希望する者は、認定審査委員会の指定する方法で申請を行い、以下の各号に掲げる書類をこの法人に提出し、更新を申請しなければならない。

- (1) 更新申請書 1部
 - (2) 職務経歴書 1部
 - (3) 周術期管理チームセミナー受講証明書の写し 2部
 - (4) 日本手術看護学会年次大会または麻酔看護研修参加証明書の写し 2部
- 2 管理チーム看護師の認定の更新申請の受付期間は、認定期間の終了する年の前年10月1日から11月15日までとする。
- 3 管理チーム看護師の審査料（受験料）は10,000円とし、申請時に納付する。認定審査委員会が指定する期日までに振込みが確認されなかった場合、申請を無効とする。

(更新審査)

第13条 管理チーム看護師の更新審査は書類審査とする。

- 2 既納の審査料（受験料）は、いかなる理由であっても返還はしない。

(認定・登録)

第14条 認定審査委員会は、審査結果を理事会に報告し、審査結果を申請者に通知する。

- 2 審査に合格した者は、審査結果通知後、認定審査委員会が指定する期日までに管理チーム看護師認定料（登録料）20,000円を納付する。指定の期日までに納付が確認されなかった場合、合格を無効とする。
- 3 この法人の理事長は、前項の認定料（登録料）を納付した者を管理チーム看護師として登録し、認定証を交付するとともに、電磁的方法をもって公示する。
- 4 既納の認定料（登録料）は、いかなる理由であっても返還はしない。

(更新の猶予期間)

第15条 有効期間中に以下の各号に掲げる事由により更新に必要な実績を満たすことが出来ないものは、資格喪失時点から6年間を限度として猶予期間を設けることができる。なお、その期間については管理チーム看護師と称することはできない。

- (1) 妊娠、出産、育児、病気療養、介護
- (2) 災害被災

第4章 再認定

(資格喪失後の再認定)

第16条 この内規第4条第1項第2号に掲げる事由によりその資格を喪失し、前条の期間内に該当するものは、再度管理チーム看護師の申請をすることができる。

(再認定資格)

第17条 管理チーム看護師資格の再認定は、その年度の前年度にあたる1年間で、周術期管理チームセミナーへ2回以上の参加実績、あるいはこれに相当するe-learningを受講していることを条件に再認定を申請することで、審査のうえ再取得できるものとする。

(再認定申請)

第18条 この内規第17条に該当する者が再認定審査を申請するときは、本学会の認定審査委員会の指定する方法で申請を行い、以下の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 再認定申請書 | 1部 |
| (2) 職務経歴書 | 1部 |
| (3) 周術期管理チームセミナー受講証明書の写し | 2部 |

2 管理チーム看護師の再認定申請の受付期間は、資格喪失年から猶予期間が終了する前年までの毎年10月1日から11月15日までとする。

3 管理チーム看護師の再認定料は30,000円とし、申請時に納付する。認定審査委員会が指定する期日までに振込みが確認されなかった場合、申請を無効とする。

(再認定審査)

第19条 管理チーム看護師の再認定審査は書類審査とする。

2 既納の再認定料は、いかなる理由であっても返還はしない。

(認定・登録)

第20条 認定審査委員会は、審査結果を理事会に報告し、審査結果を申請者に通知する。

2 この法人の理事長は、審査に合格した者を管理チーム看護師として登録し、認定証を交付するとともに、電磁的方法をもって公示する。

第5章 補 則

(内規の変更)

第21条 この内規の変更は、諸規則制定に関する規程第4条(4)に従ってなす。

附 則

1. この内規は2014年5月14日に制定し、2014年4月1日から施行する。
2. 2014年度、2015年度新規申請にあたっては、それぞれ制度開始の暫定期間とし、第5条及び第6条を下記に基づいて運営する。
3. 2017年度より開始する更新認定において、社会保険診療報酬加算が具体化するまでの期間、更新認定料(申請料および登録料)は15,000円とする。

4. 2018 年度より再認定制度を開始する移行措置として、2018 年度の再認定申請については認定年度によりそれぞれ申請条件とする周術期管理チームセミナーの受講期間，あるいはこれに相当する e-learning 受講期間を以下とする．

◆2015 年 4 月 1 日認定者 2014 年 4 月 1 日～2018 年 9 月 20 日迄に 2 回以上の受講

◆2016 年 4 月 1 日認定者 2015 年 4 月 1 日～2018 年 9 月 20 日迄に 2 回以上の受講